

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新製品・新技術の開発 (P1)

- 平成28年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集 北海道

【2】販路拡大・海外展開 (P2~6)

- 平成27年度補正「商店街・まちなかインバウンド促進支援事業(中心市街地活性化事業)の4次公募開始【NEW】 経済産業局
- 平成28年度「地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)」の2次募集開始 経済産業局
- 海外おみやげ宅配便 ~ 外国人観光客を対象にした生鮮品の宅配サービス 開発局
- HOP1 ECサイト ~ 香港・シンガポール向けインターネット販売 開発局
- 海外での商談会やテスト輸出などの事業実施 北海道

【3】融資 (P7~12)

- 北海道中小企業応援ファンド事業助成金のご案内~平成28年度第2回の公募開始~ 中小企業総合支援センター
- 平成28年8月の大雨等被害に係る中小企業向け融資制度及び相談室【NEW】 北海道
- 北海道の中小企業向け融資制度 北海道
- 北海道の融資制度(小規模企業貸付) 北海道
- コストアップに対応する融資制度及び相談室のご案内 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 北海道

【4】雇用の確保 (P13~19)

- 生涯現役起業支援助成金 労働局
- 三年以内既卒者等採用定着奨励金 労働局
- 労働移動支援助成金の改正について 労働局
- キャリアアップ助成金処遇改善コースの改正について 労働局
- 北海道などで応援企業認定のご案内 北海道
- 北海道などで応援企業表彰の募集 北海道
- 北海道建設雇用改善優良事業所知事表彰の募集【NEW】 北海道

【5】人材育成 (P20~29)

- 第7回「キャリア教育アワード」及び第6回「キャリア教育推進連携表彰」の公募開始 経済産業局
- 小規模企業向けセミナー2016のご案内 中小企業大学旭川校
- 10月~11月開講講座のご案内【更新】 中小企業大学旭川校
- 北海道食品製造業・企業説明会のご案内【更新】 北海道
- 2016年度道東地区問題解決手法研修会のご案内【NEW】 北海道
- 2016年度QCサークルミニ発表会のご案内【NEW】 北海道
- 能力開発セミナー(10-12月開講予定)のご案内【更新】 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設 労働局・北海道他

【6】各種相談 (P30)

- 平成28年台風10号に係る被災中小企業・小規模事業者対策【NEW】 経済産業局
- 平成28年8月の大雨等被害に係る中小企業向け融資制度及び相談室【NEW】(再掲) 北海道

【7】イベント・セミナー (P31~37)

- 「ダイバーシティ経営戦略セミナー」の開催(帯広市)【NEW】 経済産業局
- 「北海道☆RESAS データ分析フォーラム」の開催【NEW】 経済産業局
- 資源のない日本、将来のエネルギーの姿に関する講演の開催(稚内市、倶知安町)【NEW】 経済産業局
- 「No Maps NEDO Dream Pitch」の開催【NEW】 経済産業局
- 企業トップなど経営陣向け「女性活躍推進セミナー」の開催【NEW】 北海道
- 企業リーダー向け「女性活躍推進リーダー養成研修」の開催【NEW】 北海道
- 平成28年度北海道コーディネータ・ネットワーク・フォーラムの開催【NEW】 北海道

【8】その他 (P38~42)

- 平成28年度「攻めのIT 経営中小企業百選」の募集【NEW】 経済産業局
- 軽減税率対策補助金の申請受付 経済産業局
- 公共施設見学ツアーを催行する旅行会社の募集 開発局
- 北海道最低賃金(地域・特定)改定のお知らせ 労働局
- 「空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業費補助金」の募集【NEW】 北海道

平成28年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について（北海道）

道では、道内中小企業者、NPO法人等の皆様が生産した新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、申請された新商品・新役務を「トライアル新商品」として認定し、特定随意契約に係る登録名簿に登載の上、道の各機関（教育・警察含む）での購入を推奨するとともに、道のホームページ等で公表するなど、認定商品の認知度向上、販路拡大に努めるものです。

平成28年度についても、次のとおり募集を行っています。

◆対象者

- 1 道内に本店を有する中小企業者
- 2 道内に住所を有する個人
- 3 道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
上記のいずれかに該当し、道内で新商品を生産する方々。

◆募集期間

平成28年9月1日(木)～平成28年9月30日(金)

◆応募方法

認定を受けるには、「新たに事業分野の開拓を図る計画」(実施計画(第5号様式))を添付のうえ、知事への申請書(認定申請書(第1号様式))を提出し、書面及び面接審査を受ける必要があります。

- 申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で1部提出してください。
- 認定申請書には次の書類(各1部)を添付してください。
 - 1 定款(個人の場合は住民票)
 - 2 最近2営業期間の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
 - 3 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年度分)
 - 4 新商品・新役務に関する資料(カタログ、写真等)

【申請書等提出先】

本店等所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課

※認定要件等詳細については、道ホームページをご覧ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm

お問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支援グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5331 FAX 011-232-8127

e-mail: keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

～表彰企業等プレミアム・パッケージ事業（認定後の支援）～

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

- ・ 受賞技術・製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・ 中小企業総合振興資金による融資(資金使途 事業資金、融資金額1億円以内) など

平成 27 年度補正「商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（中心市街地活性化事業）」
4 次公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 27 年度補正「商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（中心市街地活性化事業）」について、4 次公募を開始しました。

◆事業概要

本事業は、市町村が策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する事業のうち、特に外国人観光客等の消費を取込むための環境を整備する事業を支援することにより、中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力を向上させることを目的とするものです。

◇補助対象事業者

民間事業者

◇補助対象事業

市町村が策定し、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づいて実施される、外国人観光客等の消費獲得のための施設整備事業。

◇補助額・補助率

上限額：1 億円・下限額：1,000 万円・補助率：2/3

◆公募期間

平成 28 年 9 月 7 日(水)～平成 28 年 9 月 28 日(水)17:00 必着

◆公募要領等

公募要領等事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20160908/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

平成 28 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」の 2 次募集を開始しました

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 28 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」について、2 次募集を開始しました。

◆事業概要

本事業は、商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で又はまちづくり会社等の民間事業者と連携して行う、以下の 6 つの分野に係る公共性の高い取組を支援することにより、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的とします。

<支援対象分野>

(1)少子・高齢化 (2)地域交流 (3)新陳代謝 (4)構造改善 (5)外国人対応 (6)地域資源活用

◆補助対象事業及び補助対象者

◇自立促進調査分析事業

- ・補助対象事業：商店街等の中長期的発展、自立化を図る新たな取組を行うに当たってのニーズ・マーケティング調査・分析事業
- ・補助対象者：商店街組織 又は 商店街組織と民間事業者の連携体
- ・補助額：上限 500 万円、下限 100 万円
- ・補助率：2/3 以内

◆募集期間

平成 28 年 8 月 1 日（月）～10 月 7 日（金）

※平成 28 年 9 月 7 日（水）迄に要望書を提出いただければ、先行して審査・採択します。

募集要領等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20160802/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎
経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室
TEL：011-709-2311（内線 2581）
FAX：011-709-2566
E-mail：hokkaido-shogyo@meti.go.jp

「海外おみやげ宅配便」のご案内

～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。
※マレーシア便につきましては、3/31(木)からサービスを一時休止しております。
サービスが再開となり次第、改めてご連絡します。
- ◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)
香港、台湾 5kg 以内…7,000円 10kg 以内… 9,000円 15kg 以内… 11,000円
シンガポール、マレーシア 5kg 以内…11,000円 10kg 以内…14,000円 15kg 以内… 17,000円
※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内
・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります
・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります
・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。
- ◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で金曜日に現地到着。
- ◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)

海外おみやげ宅配便にご興味のある方は事務局までご連絡ください。

北海道のおいしい物を自分の国に送りたいなら

HOP1サービスで航空輸送

北海道で購入

海外まで宅配

重量	台湾/香港	シンガポール
5kg 以内	7,000円	11,000円
10kg 以内	9,000円	14,000円
15kg 以内	11,000円	17,000円

5kgの商品を送る際の例(冷蔵品以外の場合)	10kgの商品を送る際の例(冷蔵品以外の場合)	15kgの商品を送る際の例(冷蔵品以外の場合)
商品代金	10,800円	10,800円
HOP1利用料	7,580円	7,580円
送料(航空運賃)	5,508円	5,508円
消費税	18,388円	23,888円
商品代金	10,800円	10,800円
HOP1利用料	11,880円	11,880円
送料(航空運賃)	1,588円	1,588円
消費税	24,268円	24,268円

「HOP1 ECサイト」のご案内

～香港・シンガポール向けにネット販売をはじめませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設しました。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・掲載初期手数料 5,000円
・月額手数料 2,000円
・販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)
※以下はオプションです。
・商品撮影1カット 3,000円～
・原稿翻訳400字 2,500円～
- ◆導入方法 ・HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

海外での商談会やテスト輸出などの委託事業を実施します

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やテスト輸出を実施します。詳細が決まり次第参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記までお問い合わせください。

◆実施事業・主な事業内容

【道産食品販路拡大推進事業】

- ・海外現地アドバイザー(シンガポール、タイ)の配置
- ・道内アドバイザー(東アジア担当、北米・EU担当)の配置
- ・現地商談会の開催(タイ、シンガポール、香港、台湾)

【新規市場食需要開拓推進事業(機能性食品・スイーツ)】

- ・テスト輸出の実施(タイ、シンガポール、香港、台湾)
- ・道内普及啓発セミナーの開催

【新規市場食需要開拓推進事業(イスラム圏販路開拓)】

- ・道内アドバイザー(中東担当)の配置
- ・テスト輸出の実施(UAE)
- ・現地商談会・プロモーションの開催(UAE)
- ・道内セミナーの開催(道内6地域)

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

北海道中小企業応援ファンド事業助成金のご案内
～ 平成28年度第2回公募を開始しました ～

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、平成28年8月15日(月)から道内中小企業者等を対象とした北海道中小企業応援ファンド事業の平成28年度第2回公募を開始しました。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆北海道中小企業応援ファンド事業公募(平成28年度第2回公募)のご案内

北海道中小企業応援ファンド事業は、道内の中小企業者・創業者等が取り組む新商品開発及びこれらに伴う展示会出展等に要する経費の一部を助成する制度です。

[事業内容]

- ・中小企業競争力強化促進事業
- ・地域資源活用型新産業創出支援事業
- ・産業クラスター形成促進事業
- ・加速的創業促進支援事業

各事業の詳細は下記ホームページをご覧ください。

<北海道中小企業応援ファンド事業ホームページ>

<http://www.hsc.or.jp/gaiyo/shinsangyo/fund/index.htm>

※申請書様式がダウンロードできます。

[公募期間]

事業により公募期間が異なります。

<中小企業競争力強化促進事業、地域資源活用型新産業創出支援事業、産業クラスター形成促進事業>

平成28年8月15日(月)～平成28年10月14日(金)

※一次締切:平成28年9月14日(水)、最終締切:平成28年10月14日(金)

<加速的創業促進支援事業>

平成28年8月15日(月)～平成28年11月14日(月)

※一次締切:平成28年9月14日(水)、二次締切:平成28年10月14日(金)、

最終締切:平成28年11月14日(月)

[助成内容]

助成限度額:100万円～1,000万円(事業メニューにより異なる)

助成率:2分の1～3分の2以内(事業メニューにより異なる)

[問合せ先]

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部助成支援G(担当:立花、中西、兜、河上)

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

TEL:011-232-2403(ダイヤルイン) FAX:011-232-2011

E-mail:info@hsc.or.jp

**平成28年8月の大雨等により影響を受けている
中小企業向け融資制度及び相談室【新規】（北海道）**

道では、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)により被害を受けた中小企業者等の方々の早期復旧と経営の安定を図るための融資制度をご用意しました。

また、影響を受けている中小企業者等の方々の経営及び金融の相談に対応するため、相談室を設置しています。

◆制度概要

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】	
融資対象	道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)の被害により、経営に影響を受けているもの ＜適用地域＞ 道内全市町村	
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000万円	5,000万円
融資期間	10年以内(据置2年以内)	
融資利率	固定金利 年1.1%(融資期間 5年以内) 年1.3%(融資期間10年以内) 変動金利 年1.1%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱い金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとします。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_28oome.htm

◆「平成28年8月大雨等被害に伴う中小企業等経営・金融特別相談室」のご案内

＜受付時間＞ 平日8時45分から17時30分まで(電話相談可)

設置場所		電話番号	設置場所	電話番号
経済部地域経済局	経営相談	011-204-5331	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
中小企業課	金融相談	011-204-5346	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
空知総合振興局商工労働観光課		0126-20-0061	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
石狩振興局商工労働観光課		011-204-5827	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局商工労働観光課		0136-23-1362	オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
後志総合振興局小樽商工労働事務所		0134-22-5525	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
胆振総合振興局商工労働観光課		0143-24-9589	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
日高振興局商工労働観光課		0146-22-9281	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619
渡島総合振興局商工労働観光課		0138-47-9459		

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけるようになりました。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	防災・減災 貸付	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等
		耐震改修 対 策	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等 要緊急安全確認大規模建築物を所有する方
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間1年以内）が使えます（北海道）**

北海道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

- ◎金融機関へ直接申し込むことができます！
- ◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
	小口	
融資対象	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の小規模事業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模事業者 (小規模事業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が1,250万円未満であるもの)
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000万円以内	1,250万円以内
融資期間	1年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.4%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度及び相談室のご案内（北海道）

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々に支援しています。

また、相談室を設置し、コストアップの影響を受けている中小企業の方々の経営及び金融に関する相談を受け付けています。

◎ポイント◎

融資要件に当てはまれば、セーフティネット保証制度に係る市町村の認定がなくても利用できます！

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少しているもの (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少しているもの (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少しているもの (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少しているもの	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加しているもの (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みのもの (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	①運転資金 ②設備資金
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤労者福祉資金のご案内（北海道）

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳細は申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方（民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など）	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下（所得控除後の金額）の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方（北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合）			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	<ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関（北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）が申し込み窓口となっています。 申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。 			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

生涯現役起業支援助成金（北海道労働局）

中高年齢者等の雇用機会の確保を図り、生涯現役社会の実現を推進するためには、企業による雇用の拡大という施策だけでなく、多様な形態で就業機会を確保していくことが重要であることから、中高年齢者等が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）を雇い入れることに伴う雇用機会の創出について助成を行うものです。

◆制度概要

「特定創業支援事業(※1)」の支援を受けた中高年齢者の方が起業(起業日の年齢が40歳以上)するにあたって、中高年齢者を雇入れた場合(60歳以上の方を2名以上、または40歳以上の方を3名以上)、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成します。

(※1:産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として市区町村が策定する「創業支援事業計画」の中で、創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を全て習得できるよう支援する事業であって、創業者に対して継続的に行われる事業をいいます。特定創業支援事業の詳細については、認定市区町村の窓口にお問い合わせください。) <https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiikimadoguchi.html>

雇用創出措置とは・・・

対象労働者(※2)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

(※2:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇い入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇い入れられた人(雇入れ日時点の年齢が40歳以上の人に限り))

◆支給額と助成対象費用について

起業者(※3)の区分に応じて、計画期間内(12か月以内)に行った雇用創出措置に要した費用に、以下の助成率をかけた額を支給します。(※3:法人の場合は法人の代表者、個人事業の場合は個人事業主)

起業者の区分	助成率	助成額の上限(※4)
起業者が60歳以上の場合	2/3	200万円
起業者が40～59歳の場合	1/2	150万円

(※4:助成対象となる費用(下記参照)ごとに助成額の上限があり、その合計額となります。)

【助成対象費用】

募 集 ・ 採 用 に 関 する 費 用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間有料職業紹介事業の利用料 ▶ 求人情報掲載費用 ▶ 募集・採用パンフレットなどの作成費用 ▶ 就職説明会の実施に関する費用 ▶ 採用担当者が募集・採用活動を行うために要する費用(交通費・宿泊費) ▶ 対象労働者が求職活動を行っていた際に事業主が負担した費用(交通費・宿泊費) ▶ 対象労働者が移転した際に事業主が負担した費用(引越費用、交通費・宿泊費) ▶ 就業規則の策定費用、職業適性検査の実施費用、雇用管理制度の導入費用 ▶ 職場見学・体験(インターンシップ)の実施費用(募集に要する費用、参加者に支払った交通費・宿泊費)
教 育 訓 練 に 関 する 費 用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象労働者が従事する職務に必要な知識または技能を習得させるための教育訓練、資格取得、講習に要する費用

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)TEL:011-788-2294

三年以内既卒者等採用定着奨励金（北海道労働局）

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給します。

◆奨励金の支給額

企業区分	コース	1人目			2人目		
		第1期	第2期	第3期	第1期	第2期	第3期
中小企業 事業主	既卒者 (ユースエール認定)	50万 (60万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)	15万 (25万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)
	高校中退者 (ユースエール認定)	60万 (70万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)	25万 (35万)	10万円 (同上)	10万円 (同上)
中小企業以 外の事業主	既卒者 (ユースエール認定)	35万 (45万)					
	高校中退者 (ユースエール認定)	40万 (50万)					

◆奨励金の対象者

以下の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者(※1)として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない者(通常の労働者として在職中の物を除く)

- 1 学校(小学校および幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業生、または中退者
- 2 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練の修了者、または中退者

※1 通常の労働者とは、①期間の定めなく直接雇用される者であり、②社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する者で、③派遣業務又は請負業務に従事する者でないこと(専ら社内で請負業務就く者を除く)をいいます。

◆奨励金の主な支給要件

この奨励金の支給要件は、コースごとに以下の通りです。

【既卒者等コース】

- 1 少なくとも卒業または中退後3年以内の既卒者・中退者(高校中退者を除く)が、応募可能な新卒求人(※2)の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者として雇用したこと
- 2 当該求人の申込み・募集前3年度間に、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

【高校中退者コース】

- 1 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと(少なくとも中退後3年以内の者が応募可であることが必要です)
- 2 当該求人の申込みまたは募集前3年度間において、高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

※2 学校(小学校及び幼稚園を除く)等に在学する者で、卒業若しくは修了することが見込まれる者(学校卒業見込者等)であることを条件とした求人または学校卒業見込者等および学校等の卒業生・中退者であることを条件とした求人。

◆その他不支給要件等の詳細

上記のほか、事業主の親族を採用する場合、過去に就労した者を採用する場合等の不支給となる要件もありますので、詳細については下記のサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112026.html>

【問い合わせ先】 北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係 TEL 011-738-1056(直通)

労働移動支援助成金の改正について【平成 28 年 8 月 1 日付け制度改正】（北海道労働局）

労働移動支援助成金のうち、再就職支援奨励金及び受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)について、平成28年8月1日付けで制度改正が行われ、下記のとおり一部支給要件が追加されたほか、助成率や助成額の引き下げが行われました。

助成金種別	改正内容													
再就職支援奨励金	<p>再就職支援奨励金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画等の対象となった労働者に対し、民間の職業紹介事業者による再就職支援を委託、または求職活動のための休暇を付与するといった再就職援助のための措置を行った事業主に対し助成するものであり、労働者の円滑な再就職の促進を目的としています。</p> <p><新たに追加された支給要件> ①再就職支援を実施する職業紹介事業者と退職コンサルティングを実施する会社等が連携していたことを承知していないこと。 ②支給対象者の希望に応じた、職業紹介事業者の選定を行っていること。 ③「再就職支援計画届」及び「再就職支援対象者一覧表」により労働局へ事前の届け出を行っていること。 ④人員削減を行う組織等において、生産量等が低下している又は赤字であること。 ⑤再就職支援を委託する対象者数が30名以上であること。(中小企業事業主を除く)</p> <p><助成内容の変更> (委託開始申請分) 支給の対象となる事業主について、中小企業事業主のみに変更 (支給額に変更はなし) (再就職実現申請分) 助成率を下記のとおり変更 (改正前)</p> <table border="1" data-bbox="461 1070 1197 1196"> <thead> <tr> <th>中小企業事業主</th> <th>中小企業事業主以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託費用 × 2/3 (対象者が45歳以上の場合 4/5)</td> <td>委託費用 × 1/2 (対象者が45歳以上の場合 2/3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(改正後)</p> <table border="1" data-bbox="461 1223 1272 1442"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業事業主</th> <th>中小企業事業主以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常</td> <td>委託費用 × 1/2 (対象者が45歳以上の場合 2/3)</td> <td>委託費用 × 1/4 (対象者が45歳以上の場合 1/3)</td> </tr> <tr> <td>特例区分</td> <td>委託費用 × 2/3 (対象者が45歳以上の場合 4/5)</td> <td>委託費用 × 1/3 (対象者が45歳以上の場合 2/5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一定の条件を満たした支給対象者についてのみ特例区分の助成率により助成額を算定します。</p>	中小企業事業主	中小企業事業主以外	委託費用 × 2/3 (対象者が45歳以上の場合 4/5)	委託費用 × 1/2 (対象者が45歳以上の場合 2/3)		中小企業事業主	中小企業事業主以外	通常	委託費用 × 1/2 (対象者が45歳以上の場合 2/3)	委託費用 × 1/4 (対象者が45歳以上の場合 1/3)	特例区分	委託費用 × 2/3 (対象者が45歳以上の場合 4/5)	委託費用 × 1/3 (対象者が45歳以上の場合 2/5)
中小企業事業主	中小企業事業主以外													
委託費用 × 2/3 (対象者が45歳以上の場合 4/5)	委託費用 × 1/2 (対象者が45歳以上の場合 2/3)													
	中小企業事業主	中小企業事業主以外												
通常	委託費用 × 1/2 (対象者が45歳以上の場合 2/3)	委託費用 × 1/4 (対象者が45歳以上の場合 1/3)												
特例区分	委託費用 × 2/3 (対象者が45歳以上の場合 4/5)	委託費用 × 1/3 (対象者が45歳以上の場合 2/5)												
受入れ人材育成支援奨励金 (早期雇入れ支援)	<p>受入れ人材育成支援奨励金(早期雇入れ支援)は、事業規模の縮小等により離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者を、離職後3か月以内の早期に期間の定めのない労働者として雇入れを行った事業主に対して助成するものであり、労働者の早期再就職の促進を目的としています。</p> <p><助成額の変更> (改正前) 支給対象者1名あたり:40万円 (改正後) 通常:支給対象者1名あたり:30万円 優遇助成:支給対象者1名あたり:40万円 ※優遇助成は、生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「認定支援機関」の支援を受けて再生計画を策定している事業所等から離職した方を雇入れた場合に対象となります。</p>													

- ◆これらの改正内容については、平成28年8月1日以降に提出された再就職援助計画等の対象者について適用されます。
- ◆これらの助成金には、助成人数や助成額に上限があります。
- ◆この他にも助成金の詳細な支給要件がありますので、利用を検討される際は問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
- ◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター6階 TEL 011-788-2294
- ◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

キャリアアップ助成金処遇改善コースの改正等について(北海道労働局)

キャリアアップ助成金処遇改善コース(賃金規定等改定)は、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に、対象労働者数に応じて、事業主を助成する制度です。

- **すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**
 1人～3人 :10万円(7.5万円) 4人～6人:20万円(15万円)
 7人～10人:30万円(20万円) 11人～100人:1人当たり3万円(2万円)
- **一部(雇用形態・職種別等)の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**
 1人～3人:5万円(3.5万円) 4人～6人:10万円(7.5万円)
 7人～10人:15万円(10万円) 11人～100人:1人当たり1.5万円(1万円)
- ◆職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)を加算
- ◆()は中小企業以外の額です

より利用しやすいように支給要件を緩和(平成28年8月5日～)

- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和(人材育成コースは、従前のおり訓練開始日の前日の1か月前まで)**
 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- **賃金規定等の運用期間の緩和**
 「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。
- **最低賃金との関係に係る要件緩和**
 「賃金規定等の増額分には、最低賃金額の公示日以降、公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日までは、最低賃金額までの増額分を含めてよいこと」に変更しました。

中小企業に対する加算措置の創設

- **中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合、上記現行制度の助成額に加算されます。**
 1人当たり 14,250円(※18,000円)を加算(すべての賃金規定等改定の場合)
 1人当たり 7,600円(※9,600円)を加算(一部の賃金規定等改定の場合)
 (※)申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。
- **平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。**
 ◆当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

平成28年10月の改正予定について

キャリアアップ助成金処遇改善コース(短時間労働者の労働時間延長)は、有期契約労働者等の労働時間を延長し社会保険を適用した場合に事業主を助成する制度で、平成28年10月から次のとおり拡充を予定しています。

- **短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し社会保険を適用した場合**
 1人当たり 20万円(15万円)
- **処遇改善コース(賃金規定等改定)と併せて新たに社会保険を適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成**
 1時間以上:1人当たり 4万円(3万円) 2時間以上:1人当たり 8万円(6万円)
 3時間以上:1人当たり12万円(9万円) 4時間以上:1人当たり16万円(12万円)
- ◆()は中小企業以外の額です

- ◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター6階 TEL 011-788-9071
- ◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

女性の活躍推進に取り組む企業を

「北海道なでしこ応援企業」として認定しています（北海道）

道では、女性の職業生活における活躍の推進に取り組んでいる企業を認定し、広く道民に周知することにより、安心して働くことのできる雇用環境の整備に資するため、次のとおり「北海道なでしこ応援企業」認定制度を創設しました。

認定を受けていただいた場合は優遇措置等の適用もありますので、職業生活における女性の活躍推進に取り組んでいる企業の皆様、ぜひ、ご申請ください。

◆認定企業の優遇について

【北海道なでしこ認定のみのメニュー】

・ハローワーク求人票への表示

ハローワークの求人票に、北海道知事が認定した「北海道なでしこ応援企業」であることを表示することができます。女性が働きやすい・働きがいのある企業であることをPRできますので、優秀な人材の確保に向けてチャンスが広がります。

・北海道のホームページでの紹介

【認定の必須要件である「北海道あったかファミリー応援企業」のメニュー】

・北海道のホームページでの紹介

- ・北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの利用が可能
- ・北海道の中小企業制度融資(ステップアップ貸付)の利用が可能
- ・商工組合中央金庫と連携した提携ローンの利用が可能
- ・北海道建設工事等競争入札参加資格の加点
- ・北海道の物品購入等の発注の際の優遇

◆認定要件等

- 対象 道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員1人以上雇用する法人又は個人(国及び地方公共団体を除く)
- 認定要件 女性の職業生活における活躍推進に取り組むことを明らかにし、かつ、次の要件を全て満たす企業を認定。
 - 1 北海道あったかファミリー応援企業登録制度実施要綱(平成21年8月4日制定)に基づく、北海道あったかファミリー応援企業の登録を行っていること。
 - 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)第8条第1項または第7項に基づき、一般事業主行動計画(注)を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践していること。
 - 3 北海道知事が主宰する「北の輝く女性応援会議」(平成26年10月21日設置)において、平成27年2月10日に決定された「『女性の活躍応援自主宣言』の募集について」に基づき、女性の活躍応援自主宣言を行い、関係書類を北海道環境生活部に提出して宣言内容を従業員に対し実践していること。
 - 4 2の一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、女性の活躍推進に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること。

(注) 一般事業主行動計画は、女性活躍推進法に基づき、従業員301人以上の企業では届出が義務、300人以下の企業では努力義務とされています。

◆申請方法

申請方法や詳細については、道のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/nadeshiko.htm>

◆申請及び問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ

TEL:011-204-5354(直通)/FAX:011-232-0159

「北海道なでしこ応援企業表彰」にご応募をお願いします

(北海道)

道では、女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、積極的に取組みを推進している企業を「北海道なでしこ応援企業」として表彰し、その取組みを広く紹介します。

◆このような企業が表彰の候補です

道内に本社又は主たる事業所を置き、次のような取組みを行っていると思われる企業です。

ただし、本賞の受賞は1回限りとし、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象となりません。

- 1 女性の積極的な採用や管理職種への昇進機会の提供など、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいること。
- 2 仕事と家庭の両立を積極的に推進するため、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、制度の活用促進に積極的に取り組んでいること。
- 3 次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定・届出し、かつ、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、取組みの促進を図っていること。
- 4 その他、在宅勤務や短時間勤務などの多様な働き方や職場復帰制度、長時間労働抑制の取組みなど、労働者の仕事と家庭の両立の促進に積極的に取り組んでいること。
- 5 北海道なでしこ応援企業に認定されていること。

◆応募方法

市町村若しくは関係団体からの推薦又は自薦によるものとします。

応募様式(ダウンロード)や表彰制度の詳細につきましては、道(雇用労政課)のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hyosyo.htm>

◆応募期限

平成28年10月7日(金)まで

* 郵送の場合は当日消印有効

◆提出及びお問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ 担当 齋野(さいの)

電話 011-231-4111 (内線:26-471)

FAX 011-232-0159

「北海道建設雇用改善優良事業所知事表彰」の公募を開始します【新規】（北海道）

道では、建設労働者の雇用改善に積極的な活動を展開し、その効果が顕著な中小建設事業所を「建設雇用改善優良事業所」とし、知事表彰を行っています。

◆目的

建設労働者の雇用の改善及び建設業に従事する季節労働者の通年雇用化の推進のための環境整備等について、積極的な活動を展開し、その成果がみられる中小建設事業所に対し、その努力と功績をたたえるとともに、これを道民に周知し、建設労働者の雇用の改善に資することを目的としています。

※ 中小建設事業所

資本の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者が300人以下の建設事業所をいう。

◆選考基準

- 1 建設労働者の雇用状態の改善に関すること
- 2 建設労働者の能力の開発及び向上に関すること
- 3 建設労働者の福祉の増進に関すること
- 4 建設労働者の通年雇用化の推進に関すること
- 5 その他(違反行為や不祥事等を起こしていない等)

※ 建設労働者

建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律33号)の第2条第2項に定める建設労働者をいう。

◆応募方法について

平成28年10月28日(金)まで

事業所の所在地を所管する各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課へ推薦書を提出してください。

※ 推薦書様式については、各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課または経済部労働政策局雇用労政課へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課雇用創出グループ 担当 高橋

電話 011-231-4111 (内線:26-763)

FAX 011-232-1038

第7回「キャリア教育アワード」及び第6回「キャリア教育推進連携表彰」の 公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、7月1日から「キャリア教育アワード」及び「キャリア教育推進連携表彰」の公募を開始しました。「キャリア教育アワード」は、企業や経済団体等による優れたキャリア教育の取組みを表彰します。また、「キャリア教育推進連携表彰」は、文部科学省と共同で、教育関係者と行政、地域や企業、経済団体等が連携して行う優れたキャリア教育の取組を表彰します。

※「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育」を指します。「職業体験活動」や「インターンシップ」といった職業に直接触れる体験だけでなく、国語・算数・理科などの授業の内容と実社会とのつながりを理解させる活動なども含まれます。

◆応募対象

<キャリア教育アワード>

小学校から大学・大学院段階の子ども・若者等を対象にキャリア教育支援に取り組む企業・経済団体等。

<キャリア教育推進連携表彰>

学校を中心としたキャリア教育の推進のために、教育関係者（学校や教育委員会等）と、行政（首長部局等）や地域・社会（NPO法人やPTA団体等）、産業界（企業や経済団体等）が連携・協働して行う取組を実践している連携体組織。

表彰制度の詳細や過去の受賞企業等については、以下をご覧ください。

キャリア教育アワード・キャリア教育推進連携表彰（経済産業省のウェブサイト）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award.html>

◆応募方法

応募要領や提出書類等、応募方法の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

◇キャリア教育アワードの応募方法（経済産業省のウェブサイト）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award_entry.html

◇キャリア教育推進連携表彰の応募方法（経済産業省のウェブサイト）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/cooperation_entry.html

◆募集期間

平成28年7月1日（金）～10月21日（金）

◆申請・問い合わせ先

<キャリア教育アワード>

キャリア教育アワード2016事務局（キャリア教育コーディネータネットワーク協議会）

担当：小寺・松倉 TEL：03-3392-1988 E-mail：award@human-edu.jp

<キャリア教育推進連携表彰>

文部科学省初等中等教育局高校教育改革PT キャリア教育・進路指導担当

担当：生方・加藤 TEL：03-5253-4111（内線4728） E-mail：jidous@mext.go.jp

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室

担当：橋本 TEL：03-3501-2259 E-mail：honshou-jinzai@meti.go.jp



(参加無料) 小規模企業向けセミナー2016のご案内
10月～11月に道内2都市で開催

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成28年10月～11月に道内2都市で開催する、無料セミナーの情報をご案内します。お申し込みは、ファックスでお受けしています。

はじめよう WEB 経営

【根室会場】

～ 今日からはじめる！小さな会社の身の丈に合ったネット戦略 ～

新たな顧客・取引先の開拓とピータの掘り起しを行い、受注をふやすための方策として注目されている「WEB 戦略」を効果的に実践していくための方法(メソッド)を学んでいただきます。

- ◆日時 10月22日(土) 14:00～17:00
- ◆会場 根室市総合文化会館 中会議室 (根室市曙町1丁目40番地)
- ◆講師 有限会社ブレインズ・ワン 代表取締役 阿部裕樹氏
- ◆受講料 無料

◆詳細はこちら (ウェブサイトの「お知らせ」から申込書をダウンロードして下さい)

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/index.html>

地域の魅力を発信するブランド商品づくり

【壮瞥会場】

～ 売るのではなく、選ばれるために～

売れる商品の開発・販路開拓のための顧客ニーズの把握、そしてその先にある顧客ターゲットのブランディング戦略について全国各地の取り組み事例を紹介するとともに、ワークショップを通じて、西胆振地域の魅力を発信するブランドづくりの勘所を学んでいただきます。

【壮瞥会場】

- ◆日時 11月11日(金) 14:00～18:00
- ◆会場 壮瞥町商工会館 (有珠郡壮瞥町滝之町286-56)
- ◆講師
中小企業基盤整備機構 プロジェクトマネージャー 山本 聖
株式会社ローソン 商品本部 北海道商品部長 稲葉 潤一氏
- ◆受講料 無料

◆詳細はこちら (ウェブサイトの「お知らせ」から申込書をダウンロードして下さい)

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/index.html>



中小企業
大学校

旭川校

中小企業大学校旭川校 10月～11月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～

【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成28年10月～11月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.506 ネット活用による販路開拓の進め方

【校外開催：研修会場 砂川市】

～「売れる」ネットショップづくりの勘所～

『思うように売上げが出なくて悩んでいる』、『サイトを開設したばかりで製品(商品)やサービスの訴求方法がわからない』、そんなサイトオーナーやWEB担当者に対して、自社の商品やサービスの紹介ページを徹底的に磨き上げ、「売れる」ネットショップの勘所を身につけていただけます。

- ◆実施期間 9月16日(金) 9:50～17:10
- ◆研修会場 砂川市地域交流センターゆう 大研修室(砂川市東3条北2丁目3-3)
- ◆研修時間 6時間
- ◆対象者 経営者、経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 ソフィアブレイン代表 小宮山 真吾氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/098509.html>

～ ご好評につき、5月に開催したコミュニケーション講座を追加開催します ～

No.28 組織力を高めるコミュニケーション講座・秋

社内で起きる様々な問題は、コミュニケーション不足に起因している場合が多く、円滑なコミュニケーションは今や不可欠です。これは、具体的な場面を想定した演習を通じて、実践的なコミュニケーション能力の向上を図る研修です。

◆この研修のポイント

- 1.コミュニケーション能力を向上させるポイントを掴みたい方に最適な講座です。
- 2.異業種の受講者同士でのペアワークやロールプレイングを通じて、相手を理解するポイントを学びます。

- ◆実施期間 9月28日(水)～30日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 SDSネットワーク代表 渡辺章二氏
株式会社キャラウィット 代表取締役 中小企業診断士 上岡実弥子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095257.html>

No.15 わが社の経営戦略作成講座
～先を読み、戦略を作成し、実現する～

経営戦略の必要性と作成の手順を理解していただくとともに、演習では講師からの丁寧な指導により、実現可能な「実行計画(アクションプラン)」を作成していただきます。

- ◆実施期間 10月17日(月)～18日(火)・11月21日(月)～22日(火)
- ◆研修時間 延べ4日間(27時間)
- ◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)
- ◆受講料 38,000円(税込)
- ◆講師 中小企業診断士・ITコーディネータ 藤川 惣二氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095244.html>

No.507 <女性限定セミナー>女子力アップ! 【校外開催:研修会場 砂川市】
組織のチカラを高めるビジネスコミュニケーション講座

相手に理解され、受け入れてもらえる自己表現法を身につけることで本来のパフォーマンスが発揮でき、健やかなビジネスライフを送る基盤をつくれます。

- ◆実施期間 10月19日(水) 9:50～17:10
- ◆研修会場 砂川市地域交流センターゆう 大研修室(砂川市東3条北2丁目3-3)
- ◆研修時間 6時間
- ◆対象者 経営者、経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 16,000円(税込)
- ◆講師 キャリアコンサルタント 藤原 美江子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/098511.html>

No.16 クレーム対応の基本と組織的対応力強化
～早期発見・早期対応のスキルと顧客満足度向上への活かし方～

クレームの本質を理解し、クレーム処理や再発防止の方法のみならず、業務・品質改善に活かせる組織的な対応について、演習を交えて実践的に取り組んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 数々の事例をもとに、クレームが発生する理由を理解し、冷静に対処するための手順を習得します。
2. 自社に潜むクレームの芽を見つけ出し、芽を摘み取る方法を学びます。
3. クレームは怖れるものではなく貴重な顧客の声と捉え、自社の業務・品質改善へとつなげる対応力を磨きます。

- ◆実施期間 10月20日(木)～21日(金)・11月24日(木)～25日(金)
- ◆研修時間 延べ4日間(27時間)
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 38,000円(税込)
- ◆講師 有限会社ロジカル・コミュニケーション 取締役社長 有賀正彦氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095245.html>

No.17 顧客価値を高める提案営業の進め方
～期待を超える提案で、顧客からの支持を獲得する～

顧客データの分析や顧客の抱える課題の把握を行ったうえで、顧客視点に立った企画書の作成や説得力ある提案を行うためのスキルを学び、営業力の強化を図ることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 経験・感覚頼りの営業から脱却し、提案営業のノウハウを身につけたい皆様に最適な講座です。
2. 情報化社会の中で、顧客から選ばれる営業について理解します。
3. プレゼンテーションツールを使いこなす方法を学びます。

◆実施期間 10月26日(水)～28日(金)

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 MORE 経営コンサルティング株式会社 代表取締役・中小企業診断士 日野 眞明氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095246.html>

No.19 顧客ニーズを実現する商品開発の進め方
～こんなモノが欲しかった！と言われるアイデア発想と商品づくり～

顧客を満足させるコンセプトを生み出し、そのコンセプトの具体化、さらには販路開拓までを検討する一連の流れを、演習を中心として学んでいただけます。

◆この研修のポイント

1. 人の潜在ニーズの中から商品・サービスを作り出すと言われる、「デザイン思考」を身につけていただけます。
2. アイデアを形にする(試作)演習を通じて、体感するようにして学ぶことができます。
3. 2日目は演習時間が夜間まで続きますので、大学校への宿泊をお勧めいたします。

◆実施期間 11月14日(月)～16日(水)3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 GOB Incubation Partners 株式会社 Co-Founder 協同経営者 櫻井 亮氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095248.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



北海道食品製造業・企業説明会開催のご案内【更新】

～10月開催 参加者募集～

(北海道)

道では、食品製造業に正社員として就職を希望される方や、正社員を目指すパートタイマーの方などを対象に、道内の食品製造業の現状や求められる人材などをテーマとした「求職活動支援セミナー」や、食品製造業で働く際に必要な衛生管理などの基本的な知識を学んでいただくための「人材育成講座」を開催しております。

このたびは、食品製造業に正社員として就職を希望される方などを対象に、地元食品製造業の企業による説明会を開催いたします。

地元企業と相互理解を深める絶好の機会です。ぜひ、ご参加ください。

◆対象企業

・正社員求人がある食品製造業

◆参加費用

・無 料

◆会場と日時・会場

・旭川市:

日時:10月24日(月) 14:00～16:00 受付:13:30～ 会場:藤田観光ワシントンホテル旭川

◆実施内容

・企業様ごとにブースをご用意いたします。参加の皆様には自由に各ブースを回っていただき、各社のPRと求人内容等の説明を聞いていただきます。なお、この会場での個別面接は行えません。企業との個別面接を希望される方は、事前に履歴書を用意していただき、企業からの説明後、企業宛に提出していただくと、後日、企業から連絡がいきます。

※この会場での個別面接は行えません。

◆問い合わせ先

・北海道経済部食関連産業室 食品産業グループ 森永

TEL 011-204-5312

2016 年度道東地区問題解決手法研修会のご案内【新規】

(北海道)

道とQCサークル北海道支部では、職場の第一線で活躍されている皆様を対象に、職場の問題解決や改善に役立つQCサークル活動の基礎を学びステップアップしていただく講座を開催いたします。

<QCサークル活動とは>

職場で働く人々が継続的に製品・サービス・仕事などの質の管理・改善を行う小グループの活動です。

◆日時

平成 28 年 10 月 14 日(金) 9:30～16:00

◆会場

十勝総合振興局 3階 講堂 (帯広市東 3 条南 3 丁目)

◆内容

- (1)基本講義「QC 的問題解決の手順と進め方」
発表会優秀事例の紹介
- (2)QC手法講義および演習
 - ①パレート図
 - ②ブレインストーミング
 - ③なぜなぜ解析
 - ④特性要因図・系統図



研修会の様子

◆定員

30 名(先着順)

◆料金

無料

◆申込み期限・方法

- ・10 月 4 日(火) ※定員になり次第締め切らせていただきます。
- ・下記ウェブサイトから申込書をダウンロードし、FAXもしくはメールでお申込みください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/qc/QCdoutou.htm>

◆お問い合わせ先

北海道庁経済部労働政策局人材育成課産業人材グループ 担当:川端
TEL:011-204-5098(直通)
FAX:011-232-1044
E-mail:keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

2016 年度QCサークルミニ発表会のご案内【新規】

(北海道)

QCサークル北海道支部札幌地区代表幹事と道が共催で開催する「QCサークルミニ発表会」では発表サークルと聴講者を募集しています。

この発表会は、QCサークル活動の事例紹介や形式にこだわらない職場改善事例の発表を聴講することができます。また、発表後にはQCサークル北海道支部ベテラン幹事のアドバイスや講評もあり、相互啓発や視野拡大につながり、QCサークル北海道支部の大会にもつながる発表会です。

ミニ発表会終了後には、北海道庁からのお知らせや北海道支部役員からの小集団改善活動導入の支援内容のお知らせも合わせて開催いたします。組織の活性化、人材育成の方法について検討中の経営者など、皆様のご参加をお待ちしております。

<QCサークル活動とは>

職場で働く人々が継続的に製品・サービス・仕事などの質の管理・改善を行う小グループの活動です。

◆日時

平成 28 年 10 月 28 日(金)10:00~14:00

◆会場

北海道立札幌高等技術専門学院 1階会議室
(札幌市東区北 27 条東 16 丁目)

◆内容

- (1) QCサークルミニ発表会
- (2) 昼食会およびサークル交流会
- (3) 北海道庁からのお知らせ
- (4) 小集団改善活動導入の支援内容のお知らせ



発表会の様子

◆料金

無料

◆申込み期限・方法

- ・発表募集締切: 9 月 30 日(金)
- ・聴講募集締切: 10 月 21 日(金)
- ・下記ウェブサイトから申込書をダウンロードし、FAXもしくはメールでお申込みください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/qc/QCmini.htm>

◆お問い合わせ先

北海道庁経済部労働政策局人材育成課産業人材グループ 担当:川端
TEL:011-204-5098(直通)
FAX:011-232-1044
E-mail:keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

能力開発セミナー（10-12月開講予定）のご案内【更新】（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

10-12月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	支援技術向上科	障がい者施設職員 等スキル向上	札幌市	○		○		H28.10.6	H28.10.7	2	12	10
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	観光ビジネス科	観光ガイド	松前町		○	○		H28.10.17	H28.11.8	15	30	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		H28.12.3	H28.12.11	3	21	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	観光ビジネス科	ホスピタリティ	網走市		○		○	H28.10.27	H28.12.1	10	20	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	経理事務科	建設簿記概論	帯広市	○			○	H28.10.4	H28.10.27	10	20	15
	電気工事科 I	電気工事応用	帯広市	○			○	H28.11.15	H28.12.1	7	14	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	情報処理科	SNS基本講座	釧路市	○			○	H28.10	H28.12	15	30	10
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	接客ビジネス科（聴覚障害）	ビジネスマナー	札幌市		○		○	H28.10.5	H28.11.9	6	12	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について
(北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員の高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

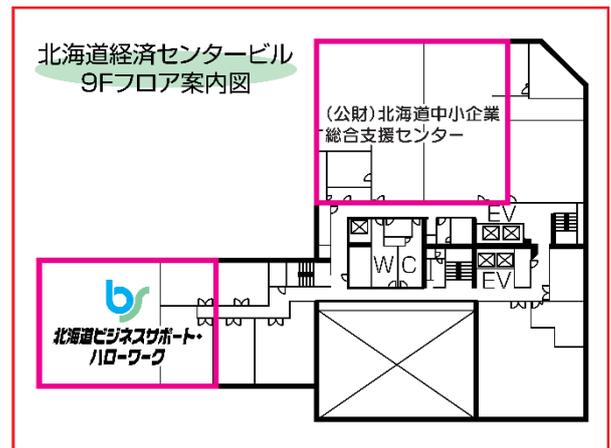
○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

- ◆ 問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク Tel 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



平成28年台風10号に係る被災中小企業・小規模事業者対策を行います【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成28年台風第10号の災害に関して、北海道の20市町村に災害救助法が適用されたことを受け、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り等に関する相談に対応するため、特別相談窓口を設置しました。

◆平成28年台風第10号に係る災害に関する特別相談窓口

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 中小企業課

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎4階 (受付時間:平日 8:30~17:15)

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576

011-709-1783(直通) FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、よろず支援拠点、(独)中小企業基盤整備機構並びに全国商店街振興組合連合会にも設置され、相談を受け付けています。

また、特別相談窓口のほか以下の措置を講じています。

◆災害復旧貸付の適用

今般の災害により被害を受けた中小企業者を対象に、北海道の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠で融資を行う災害復旧貸付を適用します。

◆セーフティネット保証4号の適用

災害救助法が適用された北海道の各市町村において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、北海道信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を行います。

◆既往債務の返済条件緩和等の対応

北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

◆小規模企業共済災害時貸付の適用

今般の災害により被害を受けた北海道の各市町村の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

窓口一覧、各種措置の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h28typhoon10/index.htm>

「ダイバーシティ経営戦略セミナー」を開催します（帯広市）【新規】
～ 企業の成長・発展に活かしてきた多様な人材の活用・育成・定着等について紹介 ～

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、「ダイバーシティ経営企業 100 選」に選定・表彰された企業をなど優れた取組を行っている企業関係者を「ダイバーシティ普及アンバサダー」として講師に招き、MeetUP(※1)方式によるセミナー・セッションを、10月5日(水)、帯広市内で開催します。

「ダイバーシティ経営企業 100 選」は、経済産業省が平成 24 年度より女性、外国人、高齢者、チャレンジド(障がい者)など多様な人材の能力を活かしたイノベーションの創出、生産性向上等の成果をあげている企業を選定・表彰してきたものです。

(※1) MeetUP (ミートアップ) とは、異なる立場の人材が同じ目的で一時的に集まり、集中した情報体験を経て、各自の所属元に同質の活動や熱気を持ち帰るセッション。

◆概要

- 【日時】平成 28 年 10 月 5 日 (水) 18:00～20:00
- 【場所】とかち館 玉葉の間 (帯広市西 7 条南 6 丁目 2 番地)
- 【定員】40 名 (先着順・参加費無料)
- 【対象】道内の中小企業、中小企業支援機関等
- 【主催】経済産業省北海道経済産業局

◆プログラム

◇講演：成長企業に学ぶ「ダイバーシティ経営」のススメ

～魅力ある企業が推進する多様な人材の活躍、その手法と成果～

講師：健康とうふ(株) 代表取締役 福原 裕 氏

◇セッション

参加者からもチェックシートを活用して自社のダイバーシティの認識度や実践度等について現状を把握していただくほか、講師とのセッションにより、さらに理解を深めていただきます。

◆申込方法

FAX 又は E-mail による申込が可能です。

詳細は、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokij/20160906/index.htm>

◆問い合わせ先

キャリアバンク(株) 北海道若年者就職支援センター ジョブカフェ北海道

TEL：011-209-0714 (担当：平田)

URL：<http://www.jobcafe-h.jp/>

「北海道☆RESAS データ分析フォーラム」を開催します【新規】
～道内の大学生がデータ分析に基づいて考えた政策アイデアを紹介～

(北海道経済産業局)

北海道経済産業局は、地方創生人材の育成に取り組む、(株)北海道銀行及び(株)道銀地域総合研究所とともに、平成28年10月7日に、「北海道☆RESAS データ分析フォーラム」を開催します。

これからのビッグデータ時代を担う大学生(5大学)が、地域経済分析システム(RESAS:リーサス)を活用して、道内自治体の産業、観光などを分析し、新たな発想に基づく政策アイデアを発表し、専門家が内容にアドバイスをを行います。

本フォーラムにより、学生をはじめ、自治体、支援機関、企業などに、RESAS活用ノウハウを共有し、「データ分析人材の育成」につなげるとともに、現在募集中の「地方創生☆政策アイデアコンテスト2016」への応募も促します。

◆フォーラム概要

【日時】平成28年10月7日(金)15:00～17:00(開場14:30/情報交換会17:15～18:30)

【会場】ホテルニューオータニイン札幌2階 鶴の間(札幌市中央区北2条西1丁目)TEL:011-222-1111

【定員】200名(参加費無料)

【対象】学生、自治体、支援機関、企業など

◆プログラム

◇プレゼンテーション※発表テーマは変更になる場合があります。

小樽商科大学 大津 晶ゼミ

テーマ:地場産業の6次化と交流人口の増加による岩内町の持続的な地域づくり戦略

札幌大学 中山 健一郎 ゼミ

テーマ:広域岩見沢市に新たな観光的魅力をつくる一滞在型観光政策

北海学園大学 佐藤 大輔 ゼミ

テーマ:広尾町の質的・量的な現状分析をつうじた地域活性化策の提案ー『サンタランド』の活性化に向けて

釧路公立大学 下山 朗 ゼミ

テーマ:釧路市観光スポットの来訪者分析

北海道教育大学函館校 古地 順一郎 ゼミ

テーマ:RESASから捉え直す北海道最古の祭ー北海道江差町の地域経済を御神酒の地産地消で元気にする

◇専門家によるアドバイス

経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済産業調査室長 田岡 卓晃

(株)道銀地域総合研究所 取締役専務執行役員 浦田 祥範

(株)JTB 北海道 札幌法人事業部長 阿部 晃士

WOMAN'S ACADEMY 代表 吉成 恵里香

◇情報交換会(17:15～18:30)

飲み物・軽食を用意しています(申込先着順、参加費無料)。

申込方法等、事業の詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/20160908/index.htm>

資源のない日本、将来のエネルギーの姿に関する講演を函館市と帯広市で開催します【新規】
～ エネルギーのベストミックスの実現に向けて ～

(北海道経済産業局)

経済産業省では、日本におけるエネルギーの現状や将来の姿について、さまざまな地域の住民の方々を対象に、化石エネルギーや再生可能エネルギー、原子力等のエネルギーミックスに対して、ご理解を深めていただくために講演会を開催します。

◆稚内市開催概要

【日時】平成 28 年 10 月 11 日（火）13:00～15:00（開場 12:30）
【場所】稚内サンホテル 2 階 峻嶺（稚内市中央 3 丁目 7 番 16 号）
【定員】50 人（参加無料）

<プログラム>

◇3E+S の実現に向けたエネルギーミックス

説明者：浦田 秀行（経済産業省北海道経済産業局）

◇資源・エネルギーと地域振興

講師：吉田 肇 氏（宇都宮共和大学 シティライフ学部 教授）

◆倶知安町開催概要

【日時】平成 28 年 10 月 13 日（木）13:00～14:45（開場 12:30）
【場所】ホテル第一会館 3 階 メモリアルホール（倶知安町南 3 条西 2 丁目 13 番地）
【定員】50 人（参加無料）

<プログラム>

◇3E+S の実現に向けたエネルギーミックス

説明者：佐々木 雅人（経済産業省資源エネルギー庁）

◇暮らしとエネルギー

講師：中岡 章 氏（工学博士 エコット政策研究センター代表 法政大学デザイン工学部「環境とエネルギー」講師）

◆申込方法

ウェブサイト、はがき（郵送）、FAX で申込が可能です。詳細は講演会専用ウェブサイトでご確認ください。

【URL】<http://web.apollon.nta.co.jp/energy-mix-info/>

◆申込・問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-18-19 虎ノ門マリンビル 11 階
(株)日本旅行 ECP 営業部「エネルギーミックス講演会」事務局
TEL：03-5402-6401 FAX：03-3437-3944

◆参考：長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）

平成 26 年 4 月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう 2030 年のエネルギー需給構造の見通し。

詳細は、資源エネルギー庁のウェブサイト掲載のパンフレット「日本のエネルギー」をご覧ください。

【URL】<http://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/>

「No Maps NEDO Dream Pitch」を開催します【新規】
～北海道から世界に羽ばたく起業家を発掘～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、10月12日(水)、NEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)と共同で、優れた研究シーズや事業アイデアを基にした起業や新ビジネス創出を目指した「No Maps NEDO Dream Pitch」(ビジネスプランコンテスト)を開催します。

全国から25チームの応募があり、書類審査の結果、当日は14チームが出場し、ピッチと呼ばれるプレゼン形式で企業や投資家など一般参加者に公開で発表・審査が行われます。

◆開催概要

【日時】平成28年10月12日(水)13:30～19:00

【場所】KRAPS HALL(札幌市中央区南4条西6丁目5番 タイムズステーション札幌1F)

【定員】100名(先着順・参加費無料)

◆申込方法

No Maps NEDO Dream Pitch 公式ウェブサイトから、お申し込みください。

【URL】<http://www.nedo-tcp.jp/nomaps/>

◆コンテスト審査員

<審査員(五十音順)>

Beyond Next Ventures 株式会社 代表取締役社長 伊藤 毅 氏

クリプトン・フューチャー・メディア株式会社 代表取締役 伊藤 博之 氏

株式会社 ABBALab 代表取締役/さくらインターネット株式会社 フェロー 小笠原 治 氏

国立大学法人東京大学 産学協創推進本部イノベーション推進部長 教授 各務 茂夫 氏

株式会社ウエス 代表取締役社長 小島 紳次郎 氏

NEDO 理事長 古川 一夫(審査委員長)

※No Maps NEDO Dream Pitchとは

「Film」「Music」「Interactive」の3部門を核に、10月10日から16日にかけて札幌で開催される国際コンベンション「No Maps」の事業の一つ。技術等を活用したビジネスプランの発表を通じて、次代を担う若手経営者の発掘・育成・支援を目指すプログラム。

企業トップなど経営陣向けの「女性活躍推進セミナー」を

帯広市・旭川市・札幌市で開催します【新規】

(北海道)

道では、企業等における女性の能力発揮や職域拡大など女性の活躍を促進するため、企業トップなど経営陣向けに意識醸成を図る「女性活躍推進セミナー」を帯広市・旭川市・札幌市で開催します。

セミナーでは、ワーク・ライフ・バランス先進企業850社を支援し、また、内閣府の「少子化社会対策大綱の具体化に向けた新婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会」の座長代理であり、イクメンの名付け親でもある渥美 由喜 氏を講師に迎え、経営戦略としての女性活躍推進について、ご講演をいただきます。

参加費は無料ですので、ぜひご参加ください。

◆開催概要

(1) 帯広会場 (定員50名)

日時：平成28年9月26日(月) 13:30~16:00

場所：道新ホール帯広(帯広市西4条南9丁目1)

(2) 旭川会場 (定員50名)

日時：平成28年10月17日(月) 13:30~16:00

場所：旭川地場産業振興センター(旭川市神楽4条6丁目1-12)

(3) 札幌会場(札幌市共催) (定員100名)

日時：平成28年10月28日(金) 13:30~16:00

場所：札幌プリンスホテル国際館パミール(札幌市中央区南2条西11丁目)

◆プログラム

【第1部】

・経営戦略のための女性活躍推進セミナーについて

【第2部】

・参加企業同士の情報交流会

【第3部】

・リーダー養成研修のご案内 他

◆申込方法

ウェブサイト、電話、FAXで申込が可能です。詳細は「なでしこ応援職場環境整備事業委託業務受託者」の専用ウェブサイトでご確認ください。

【URL】 <http://www.mamanavi.tv/nadeshiko>

◆問い合わせ先

「なでしこ応援職場環境整備事業委託業務受託者」

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル4階

(株)Mammy Pro(マミープロ)

TEL: 011-206-9150(平日午前9時~午後5時) FAX: 011-206-9750

又は

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ 担当 齋野(さいの)

TEL: 011-231-4111 (内線:26-471)

企業内リーダー向けの「女性活躍推進リーダー養成研修」を

函館市・帯広市で開催します【新規】（北海道）

道では、企業等における女性の能力発揮や職域拡大など女性の活躍を促進するため、企業内で女性の活躍推進を実践するためのノウハウを提供するリーダー向けの「女性活躍推進リーダー養成研修」を函館市・帯広市で開催します。

養成研修では、札幌を拠点に子育て情報サイト「ママナビ」を運営、社員が全員主婦であり、ワーク・ライフ・バランス実践企業である(株)MammyProの代表取締役 阿部 夕子氏を講師として、女性が活躍しやすい職場づくりのための実践プランの作成やネットワークづくりを行います。参加費は無料ですので、ぜひご参加ください。

◆開催概要

(1) 函館会場（定員20名）

日時：平成28年10月3日（月）13：30 ～ 4日（火）17：00 [2日間]

場所：サン・リフレ函館（函館市大森町2-14）

(2) 帯広会場（定員20名）

日時：平成28年10月25日（火）13：30 ～ 26日（水）17：00 [2日間]

場所：とがちプラザ（帯広市西4条南13丁目1）

◆プログラム

【1日目】 13:30-17:00

- ・オリエンテーション、女性活躍推進の必要性や社会背景、先進事例から見える女性活躍推進、アクションプランについて、リーダーとしての役割

【2日目】 9:30-17:00

- ・自社の現状分析、自社の課題を抽出、アクションプラン策定、アクションプランの進め方、参加者同士のディスカッション

◆申込方法

ウェブサイト、電話、FAXで申込が可能です。詳細は「なでしこ応援職場環境整備事業委託業務受託者」の専用ウェブサイトでご確認ください。

【URL】 <http://www.mamanavi.tv/nadeshiko>

◆問い合わせ先

「なでしこ応援職場環境整備事業委託業務受託者」

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル4階

(株)MammyPro(マミープロ)

TEL：011-206-9150(平日午前9時～午後5時) FAX：011-206-9750

又は

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ 担当 齋野(さいの)

TEL：011-231-4111（内線：26-471）

平成28年度北海道コーディネータ・ネットワーク・フォーラムの開催について
～産学官連携やマーケティングの取組のご紹介～

【新規】（北海道）

道では、道内の産学官及び金融機関に所属するコーディネータ等を対象に、コーディネート活動の一層の充実と連携強化に資することを目的として、平成20年度から「北海道コーディネータ・ネットワーク・フォーラム」を開催しており、今年度におきましても、下記のとおり開催いたします。

今回は、「イノベーションを呼び起こす地域の無限の可能性 ニーズ×シーズ×コーディネート力」と題して、産学官金連携の取組でご活躍されるコーディネータとマーケティングの専門家を道内外から招聘し、地域活性化につながる取組などについてご紹介することとしており、皆様の今後の活動に大いに参考となるものと考えておりますので、多数の皆様のご参加をお待ちしております。

◆開催概要

- 【日時】 平成28年10月27日（木）15:00～17:30（開場14:30） ※交流会 17:45～19:00
【場所】 センチュリーロイヤルホテル 3階「ルミナス」
札幌市中央区北5条西5丁目 TEL：011-221-2121
【定員】 先着80名（参加無料 ※交流会のみ、会費3,000円を当日申し受けます）
【対象】 道内の産学官及び金融機関に所属するコーディネータなど

◆プログラム

◇講演：地域の強みを活かす！真の地域産学官ネットワークづくり

講師：（一社）ARECセンター長・専務理事/信州大学 特任教授 岡田 基幸 氏

◇講演：商品開発の、その前に！ニーズを捉えるマーケティング

講師：北海道教育大学岩見沢校 特任教授 臼井 栄三 氏

◇支援事業紹介：マッチングプランナー プログラム

科学技術振興機構 マッチングプランナー 伊藤 公裕 氏

◆申込方法

北海道経済部産業振興局科学技術振興室のウェブサイトからお申し込み下さい。

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/h28forum.htm>

申込締切：平成28年10月20日（木）

◆申込・問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室（担当：古関）

電話：011-204-5127 FAX：011-232-1063

E-mail：sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

◆共催

北海道、北大リサーチ&ビジネスパーク推進協議会（札幌市、経済産業省北海道経済産業局、国土交通省北海道開発局、北海道大学、北海道立総合研究機構、産業技術総合研究所北海道センター、科学技術振興機構、中小企業基盤整備機構北海道本部、北海道経済連合会、日本政策投資銀行北海道支店、北海道科学技術総合振興センター）

平成28年度「攻めのIT経営中小企業百選」を募集します！【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、平成28年度「攻めのIT経営中小企業百選」の募集を開始しました。

「攻めのIT経営中小企業百選」は、効果的なIT利活用により「既存ビジネスの強化による利益拡大」や「新事業への進出による新たな価値の創出」に取り組み、成果を上げている中小企業をベストプラクティスとして選定するものです。

平成26年度から3年間で計100社の選定を予定しており、これまでに全国で60社、北海道内から4社を選定・公表しています。

◆募集対象

ITの効果的な利活用に取り組む中小企業・小規模事業者

◆応募方法

応募方法の詳細は以下をご覧ください。

募集要領・応募方法(攻めのIT経営中小企業百選)(経済産業省のウェブサイト)

【URL】http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/it_keiei/100sen_entry.html

◆スケジュール

募集期間:平成28年9月1日(木)～平成28年10月31日(月)

審査期間:平成28年11月上旬～平成29年2月中旬(書類・現地審査等)

最終審査:平成29年2月中旬

結果公表:平成29年5～6月頃

◆参考

過去の選定企業等、事業の詳細は以下をご覧ください。

攻めのIT経営中小企業百選(経済産業省のウェブサイト)

【URL】http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/it_keiei/100sen.html

軽減税率対策補助金の申請を受け付けています（北海道経済産業局）

軽減税率対策補助金事務局では、軽減税率対策補助金の公募を開始しました。

◆軽減税率対策補助金の概要

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

【対象者】

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

【種類】

A 型：複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS 機能を有していないレジ、モバイル POS レジシステム、POS レジシステムなどを含みます。

B 型：受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム(EDI/EOS 等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修又は入替を行う場合に使える補助金です。

注意：A 型 B 型共に、「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（平成 28 年 3 月 29 日）から平成 29 年 3 月 31 日までに導入または改修等が完了するものが支援対象となります。

◆受付期限等

A 型と B 型で申請受付の期限が異なりますのでご注意ください。

A 型：平成 29 年 5 月 31 日までに申請（事後申請）

B 型：平成 29 年 3 月 31 日までに事業が完了するように申請
（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

なお、申請書作成のサポートなどもあります。

必要書類、申請方法などの詳細は、軽減税率対策補助金事務局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.kzt-hojo.jp/>

◆問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局（平日 9:00～17:00）

ナビダイヤル：0570-081-222

IP 電話用：03-6627-1317

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか

～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～（北海道開発局）

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や必要性について、より多くの皆さまに知っていただけるよう、平成 25 年度から、「公共施設見学ツアー」に取り組んでいるところです。

現在、平成 28 年度において「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社の募集を行っています。「公共施設見学ツアー」の実施については是非ご検討ください。

◆事業概要 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」の対象となる施設の見学を含む旅行商品（ツアー）を企画してください。施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設の案内やその役割等についての説明を行います（無償）。

◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合には、応募要領等をご覧ください、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。

《道央地区》

石狩地区地域防災施設（川の博物館）（石狩市）、千歳川遊水地（舞鶴遊水地）（長沼町）、滝川地区地域防災施設（川の科学館）（滝川市）、砂川遊水地（砂川市）、漁川ダム（恵庭市）、滝里ダム（芦別市）、苫小牧港（苫小牧市及び厚真町）、石狩川頭首工関連施設群（月形町ほか）

《道南地区》

美利河ダム（今金町）、国道 5 号赤松街道（七飯町）

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池（美瑛町）、金山ダム（南富良野町）、大雪ダム（上川町）、岩尾内ダム（士別市）、留萌ダム（留萌市）、国道 40 号旭橋（旭川市）

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区（標茶町）、千代田新水路（幕別町）、十勝ダム（新得町）、札内川ダム（中札内村）、国道 274 号日勝峠（清水町）、釧路港（釧路市）、羅臼漁港衛生管理型施設（羅臼町）

◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>

◆問い合わせ先 平成 28 年度「公共施設見学ツアー」総合窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【公共施設見学ツアー例：豊平峡ダム（札幌市）】



〈ダム堤体全景〉



〈操作室にて説明〉



〈目前での放流見学〉



〈堤体内監査廊見学〉

北海道最低賃金（地域・特定）改正のお知らせ【新規】（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海 道 の 最 低 賃 金

もう、チェックした！



◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 786 28. 10. 1発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖 類 製 造 業	時間額 813 27. 12. 6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 876 27. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 804 27. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 810 27. 12. 5発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
 - 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
 - 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
 - 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道最低賃金総合支援センター」へ ～
フリーダイヤル0120-67-3110(まずは気軽にお電話を！)
詳細は <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien>

平成28年度「空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業費補助金」の募集について【新規】（北海道）

道では、人口減少社会を視野に入れた地域商業の活性化に向け、コミュニティビジネス創出に向けた検討とともに、空き店舗を活用したコミュニティ拠点づくりの取組を支援するため、平成28年度第1次募集を開始しました。

◆対象者

- 1 市町村
- 2 商工団体等
- 3 民間事業者
- 4 商工団体等、商業者、住民、福祉団体、市町村等で構成する任意組織

◆助対象事業

- 1 コミュニティビジネス創出検討事業
専門家によるアドバイス、実証実験等のトライアル事業 など
- 2 コミュニティビジネス拠点整備事業
空き店舗の改装、開業に向けた事前周知活動 など

◆補助対象分野

補助対象分野	取 組 例
高齢者にやさしい安心サービスの提供	・高齢者サロンによる食事の提供や車いす貸し出し ・買い物代行、配食サービス ・医療機関と連携した健康講座の実施 等
コミュニティ機能強化	・地域資源を活用した特産品の販売や地元農産品を扱うアンテナショップの設置 ・地域住民の暮らしに対応する安心安全窓口の設置 ・託児サービス、子育てカフェの設置 等
多様な主体との連携	・地元主婦など「ワンデイシェフ」による日替わりレストランの設置 ・大学と連携したチャレンジショップの設置 ・障がい者による特産品開発や販売 等
その他	・上記以外の地域課題の解決にむけた取組（不足業種の誘致・出店等） 等

◆募集期間

平成28年9月1日(木)～ 平成28年9月30日(金)

◆補助率及び補助限度額

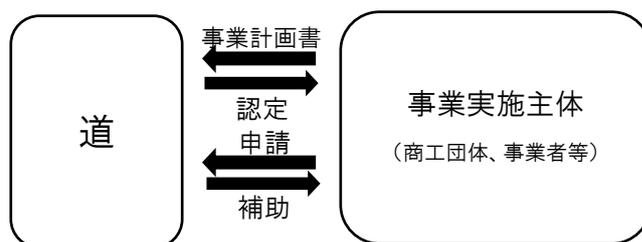
補助率：1/2以内

- 1 コミュニティビジネス創出検討事業：50万円
- 2 コミュニティビジネス拠点整備事業：100万円

◆事業スキーム

事業計画書に必要事項を記入の上、各(総合)振興局に提出します。

事業効果等の審査を実施し、事業として適当と認められる事業計画の認定を行った後、(総合)振興局から交付申請を受けて、助成対象事業及び助成金額を決定します。



◆応募方法

認定を受けるには、「事業計画書」(別紙1(第1号様式関連))を添付のうえ、知事へ「空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業補助事業認定申請書」(第1号様式)を提出し、書面及び面接審査を受ける必要があります。

- 申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で1部(総合)振興局に提出してください。

【申請書等提出先】

所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課

※詳細については、道ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/akitenpo-CB.htm>

お問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 商業グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5341 FAX 011-232-8127